

■財務諸表

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	平成22年度	平成23年度
(資産の部)		
現金	3,265	1,974
預け金	38,535	69,787
買入金銭債権	90	75
金銭の信託	100	100
有価証券	18,303	34,829
国債	2,352	6,737
地方債	865	4,788
社債	12,768	21,640
株式	19	11
その他の証券	2,299	1,651
貸出金	44,628	46,749
割引手形	238	49
手形貸付	6,865	7,221
証書貸付	34,188	37,048
当座貸越	3,336	2,429
その他資産	943	954
未決済為替貸	10	18
信金中金出資金	335	335
未収収益	227	277
その他の資産	369	323
有形固定資産	575	542
建物	143	143
土地	411	327
その他の有形固定資産	20	71
無形固定資産	5	3
ソフトウェア	2	0
その他の無形固定資産	3	3
繰延税金資産	—	—
債務保証見返	139	107
貸倒引当金	△3,708	△6,165
(うち個別貸倒引当金)	(△3,570)	(△5,539)
資産の部合計	102,881	148,959

(単位：百万円)

科目	平成22年度	平成23年度
(負債の部)		
預金積金	96,733	120,504
当座預金	746	2,271
普通預金	32,174	57,813
貯蓄預金	186	200
通知預金	65	80
定期預金	57,994	55,559
定期積金	5,145	4,016
その他の預金	421	560
借入金	1,100	10,300
借入金	—	10,000
当座貸越	1,100	300
その他負債	231	351
未決済為替借	10	33
未払費用	159	101
給付補填備金	10	9
未払法人税等	7	133
前受収益	31	38
払戻未済金	0	11
その他の負債	11	24
賞与引当金	31	20
退職給付引当金	966	914
役員退職慰労引当金	83	87
偶発損失引当金	18	83
繰延税金負債	74	109
債務保証	139	107
負債の部合計	99,378	132,477
(純資産の部)		
出資金	299	7,801
普通出資金	299	301
優先出資金	—	7,500
資本剰余金	—	7,500
資本準備金	—	7,500
利益剰余金	3,036	892
利益準備金	282	282
その他利益剰余金	2,753	609
特別積立金	4,007	2,707
当期末処分剰余金	△1,253	△2,097
処分未済持分	△0	△0
会員勘定合計	3,336	16,193
その他有価証券評価差額金	166	287
評価・換算差額等合計	166	287
純資産の部合計	3,503	16,481
負債及び純資産の部合計	102,881	148,959

損益計算書

(単位：千円)

科目	平成22年度	平成23年度
経常収益	1,795,401	1,984,426
資金運用収益	1,636,975	1,615,686
貸出金利息	1,178,944	1,035,986
預け金利息	218,563	279,836
有価証券利息配当金	227,917	287,340
その他の受入利息	11,549	12,523
役員取引等収益	146,361	127,707
受入為替手数料	61,980	64,227
その他の役員収益	84,381	63,480
その他業務収益	2,532	6,775
外国通貨売買益	-	-
国債等債券売却益	-	4,830
国債等債券償還益	488	63
その他の業務収益	2,043	1,881
その他経常収益	9,531	234,256
償却債権取立益	-	357
株式等売却益	-	-
その他の経常収益	9,531	233,899
経常費用	2,339,308	3,937,708
資金調達費用	108,548	70,392
預金利息	100,687	60,134
給付補填備金繰入額	7,797	3,286
借入金利息	-	6,847
当座貸越利息	63	124
役員取引等費用	118,494	101,424
支払為替手数料	12,280	13,304
その他の役員費用	106,213	88,120
その他業務費用	52,904	78,779
外国通貨売買損	-	98
国債等債券償還損	113	72
国債等債券償却	52,750	76,310
その他の業務費用	40	2,298
経費	1,219,051	1,104,712
人件費	805,718	699,748
物件費	392,484	395,585
税金	20,847	9,377

損益計算書

(単位：千円)

科目	平成22年度	平成23年度
その他経常費用	840,309	2,582,399
貸倒引当金繰入額	813,952	2,481,002
貸出金償却	10,965	4
その他の経常費用	15,391	101,392
経常利益	△543,906	△1,953,282
特別利益	2,324	5,816
償却債権取立益	2,324	-
その他の特別利益	-	5,816
特別損失	172,203	96,154
固定資産処分損	26	-
減損損失	-	84,050
その他の特別損失	172,177	12,103
税引前当期純利益	△713,785	△2,043,620
法人税、住民税及び事業税	2,046	127,788
法人税等還付額	-	△33,228
法人税等調整額	611,433	-
法人税等合計	613,479	94,559
当期純利益	△1,327,265	△2,138,180
繰越金(当期首残高)	74,177	41,053
当期末処分剰余金	△1,253,088	△2,097,126

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たり当期純損失金額 349円38銭

剰余金処分計算書

(単位：円)

科目	平成22年度	平成23年度
当期末処理損失金	1,253,088,517	2,097,126,946
積立金取崩額	1,300,000,000	2,150,000,000
特別積立金取崩額	1,300,000,000	2,150,000,000
剰余金処分額	5,858,090	10,098,268
利益準備金	-	-
普通出資に対する配当金	(年2%)	(年2%)
	5,858,090	5,885,940
優先出資に対する配当金	-	(年0.25%)
	-	4,212,328
特別積立金	-	-
繰越金(当期末残高)	41,053,393	42,774,786

■貸借対照表の注記事項 平成23年度

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
- なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.と同じ方法により行っております。
4. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物については定額法)を採用しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- 建物 11年～47年
その他 2年～20年
5. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。
7. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
8. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針(中間報告)(日本公認会計士協会会計制度委員

会報告第13号)に定める簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。

当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補助説明は次のとおりであります。

① 制度全体の積立状況に関する事項(平成23年3月31日現在)

年金資産の額	1,358,815百万円
年金財政計算上の給付債務の額	1,630,641百万円
差引額	△271,826百万円

② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(平成23年3月31日現在)

0.09%(小数点以下第3位を切り捨てております)

③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高255,938百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間16年10ヵ月の元利均等償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、特別掛金18百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

10. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

11. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

12. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

13. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 1,181百万円

14. 有形固定資産の減価償却累計額 747百万円

15. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電話設備機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

16. 貸出金のうち、破綻先債権額は900百万円、延滞債権額は7,584百万円であり、

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

17. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は3百万円であり、

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

18. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は165百万円であり、

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

19. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は8,655百万円であり、

なお、16. から19. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

20. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び為替手形は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は49百万円であり、

21. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	預け金	10,300百万円
担保資産に対応する債務	借入金	10,300百万円

上記のほか、為替決済取引の担保として、預け金1,100百万円を差し入れております。

22. 出資1口当たりの純資産額 246円12銭

23. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券及び外国証券であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれの発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、金利の流動リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、統合的リスク管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程・マニュアルに従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査課により行われ、また、融資審査会及び定期的に経営陣も出席するALM委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、審査課、管理課がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務課において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は統合的リスク管理によって金利の変動リスクを管理しております。

統合的リスク管理規程及びリスク管理マニュアルにおいて、リスク管理方法を明記しており、理事会、常勤理事会において決定された基本方針に基づき、ALM委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総務課において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常勤理事会、ALM委員会への報告と定期的に理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、常勤理事会の監督の下、余資運用基準に従い行われております。

このうち、総務課では市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は総務課を通じ、理事会、常勤理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であり、為替リスク及び価格変動リスク、評価損益の影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」であります。当金庫では、「有価証券」の市場リスク量及び「預け金」、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」の金利リスク量を月次で計測し、各リスク量を合算して取得した当金庫全体の市場リスク量がリスク限度枠の範囲内となるよう管理しております。

なお、平成24年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で369百万円です。

「有価証券」「預け金」、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」については、保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセントイル値を用いた時価の変動額を金利リスク量として算出しており、当事業年度の決算日現在の金利リスク量は、557百万円です。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、資金繰り管理表に基づき、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補助説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

2.4. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価の算定方法については（注1）参照）。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	69,787	70,137	350
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	1,482	1,296	△185
その他有価証券	33,338	33,338	-
(3) 貸出金	46,749		
貸倒引当金	△5,866		
	40,883	41,876	993
金融資産計	145,490	146,647	1,157
(1) 預金積金	120,504	120,462	△41
(2) 借入金	10,000	10,002	2
金融負債計	130,504	130,464	△39

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利（LIBOR、円スワップ）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又はSMB C日興証券株式会社から提示された価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については後記2.5.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（LIBOR、円スワップ）で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利（LIBOR、円スワップ）を用いております。

(2) 借入金

借入金は、固定金利によるもののみであり、市場金利（LIBOR、円スワップ）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式	7
貸付信託	1
合 計	8

2.5. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。

売買目的有価証券

該当ありません。

満期保有目的の債券

（単位：百万円）

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	その他	196	200	4
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	その他	1,286	1,096	△190
合 計		1,482	8	△185

その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	2	1	0
	債券	24,913	24,495	418
	国債	5,139	5,069	70
	地方債	3,592	3,531	60
	社債	16,182	15,895	287
	その他	68	68	0
	小 計	24,984	24,564	418
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	1	1	0
	債券	8,352	8,373	△21
	国債	1,598	1,599	0
	地方債	1,196	1,200	△3
	社債	5,458	5,473	△15
	その他	98	100	△1
	小 計	8,353	8,374	△21
合 計		33,337	32,940	397

26. 減損処理を行った有価証券

有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理しております。

当事業年度における減損処理は、株式 7百万円、外国証券 76百万円であります。

27. 満期保有目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	満期保有目的 の金銭の信託	100	99	0

28. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、12,245百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが、7,289百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

29. 繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	1,380	百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	251	
減価償却超過額	22	
その他	47	
繰延税金資産小計	1,700	
評価性引当額	△1,700	
繰延税金資産合計	—	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額	109	
繰延税金負債合計	109	
繰延税金負債の純額	109	

(追加情報)

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）および「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実行税率は従来の30.80%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については29.29%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については27.18%となります。この税率変更により、繰延税金負債は13百万円減少し、その他有価証券評価差額金は13百万円増加しております。

30. 追加情報

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の運用方針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

平成23年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

平成24年6月27日

気仙沼信用金庫

理事長

菅原 務 

独立監査人の監査報告書


平成24年5月28日

気仙沼信用金庫

理事会 御中

公認会計士後藤元一事務所

公認会計士

後藤元一 



私は、信用金庫法第38条の2第3号の規定に基づき、気仙沼信用金庫の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第86期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私の責任は、私が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私は、上記の計算書類及びその附属明細書が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

金庫と私の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上